

東京手形交換所規則（抄）

第 4 章 取引停止処分

第 62 条（取引停止処分）

1. 手形または小切手（この章において「手形」という。）の不渡があったときは、約束手形もしくは小切手の振出人または為替手形の引受人（以下「振出人等」という。）に対して、この章の定めるところにより、取引停止処分をするものとする。

2. 参加銀行は、取引停止処分を受けた者に対し、取引停止処分日から起算して 2 年間、当座勘定および貸出の取引をすることはできない。ただし、債権保全のための貸出はこのかぎりでない。

第 63 条（不渡届）

1. 手形の不渡があったときは、当該手形の支払銀行および持出銀行は、つぎの各号の不渡届を交換所に提出しなければならない。ただし、取引停止処分中の者にかかる不渡および細則で定める適法な呈示でないこと等を事由とする不渡については、不渡届を提出しないものとする。

（1） 不渡事由が「資金不足」または「取引なし」の場合 第 1 号不渡届

（2） 不渡事由が前号以外の場合 第 2 号不渡届

2. 不渡届の提出は、支払銀行は交換日の翌営業日の午前 9 時 30 分までとし、持出銀行は交換日の翌々営業日の午前 9 時 30 分までとする。ただし、交換日の翌営業日に店頭返還した場合には、支払銀行は、不渡届を交換日の翌々営業日の午前 9 時 30 分までに提出するものとし、その不渡届には店頭返還の旨を表示する。

第 64 条（不渡報告）

交換所は、不渡届の提出があったときは、つぎの各号にかかげる場合を除き、交換日から起算して営業日 4 日目に当該振出人等を不渡報告に掲載して参加銀行へ通知する。

（1） 不渡届に対して異議申立が行なわれた場合

（2） 不渡届が取引停止処分を受けている者にかかる場合

（3） 交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに第 68 条【不渡報告および取引停止処分の取消】第 1 項または第 2 項に規定する取消の請求があった場合

第 65 条（取引停止報告）

1. 不渡報告に掲載された者について、その不渡届にかか

る手形の交換日から起算して 6 か月以内の日を交換日とする手形にかかる 2 回目の不渡届が提出されたときは、つぎの各号にかかげる場合を除き、取引停止処分に付するものとし、交換日から起算して営業日 4 日目にこれを取引停止報告に掲載して参加銀行へ通知する。

（1） 不渡届に対して異議申立が行なわれた場合

（2） 交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに第 68 条【不渡報告
および取引停止処分の取消】第 1 項または第 2 項に規定する取消の請

求があった場合

2. 第 62 条【取引停止処分】第 2 項の取引停止処分日は、前項による通知を
発した日とする。

<略>

第 66 条（異議申立）

1. 支払銀行は、第 63 条【不渡届】第 1 項の第 2 号不渡届に対し、交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに、交換所に不渡手形金額相当額（以下「異議申立提供金」という。）を提供して異議申立をすることができる。ただし、不渡の事由が偽造または変造である場合は、交換所に対し、異議申立提供金の提供の免除を請求することができる。この請求にあたっては、異議申立書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。

2. 交換所は、前項ただし書きによる請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立提供金の提供を免除するものとする。

第 67 条（異議申立提供金の返還）

1. 交換所は、つぎの各号にかかげる場合において、支払銀行から請求があったときは、異議申立提供金を返還するものとする。

（1） 不渡事故が解消し、持出銀行から交換所に不渡事故解消届が提出された場合

（2） 別口の不渡により取引停止処分が行なわれた場合

（3） 支払銀行から不渡報告への掲載または取引停止処分を受けることもやむを得ないものとして異議申立の
下げの請求があった場合

（4） 異議申立をした日から起算して 2 年を経過した場合

（5） 当該振出人等が死亡した場合

（6） 当該手形の支払義務のないことが裁判（調停、裁

判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む。)により確定した場合

(7) 持出銀行から交換所に支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合

2. 前項第5号または第6号の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、その請求書に当該事実を証する資料を添付しなければならない。

3. 第1項第3号により異議申立提供金を返還した場合には、その返還した日を交換日とする不渡届が提出されたものとみなして第64条【不渡報告】または第65条【取引停止報告】の規定を適用する。第1項第1号、第2号および第4号から第6号までの事由により異議申立提供金を返還した場合には、不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとし、第7号の事由により異議申立提供金を返還した場合には、次条によるほかは不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとする。

4. 支払銀行は、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものと認められる場合には、交換所に対し、異議申立提供金の返還を請求することができる。この場合においては、その請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。

5. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立提供金を返還する。

<略>

第68条（不渡報告および取引停止処分の取消）

1. 不渡報告または取引停止処分が参加銀行の取扱錯誤による場合には、当該銀行は交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求しなければならない。

2. 不渡報告または取引停止処分が参加銀行以外の金融機関の取扱錯誤による場合には、参加銀行は当該金融機関の依頼にもとづき、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。

3. 交換所は、前2項の請求を受けたときは、ただちに、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。

第69条（偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消）

1. 不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形について行なわれたものと認められる場合には、当該手形の振出人等と関係のある参加銀行は、交

換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。この場合においては、取消請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。

2. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。

第70条（取引停止処分等の解除）

1. 参加銀行は、取引停止処分を受けた者について著しく信用を回復したとき、その他相当と認められる理由があるとき、または不渡報告に掲載された者について相当と認められる理由があるときは、交換所に対し、その解除を請求することができる。この場合においては、請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。

2. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査専門委員会の審議に付し、その請求を理由があると認めるときは、取引停止処分等を解除するものとする。